

令和8年度 屋外広告物講習会 受講案内

神奈川県内で屋外広告業を営む方は、神奈川県知事へ登録（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市内においては、それぞれの市長へ登録または特例届出）をするとともに、営業所ごとに業務主任者として一定の資格のある方を置くことが義務付けられています。※

また、神奈川県内（川崎市を除く）で、一定の要件に該当する屋外広告物を設置する方は、当該屋外広告物の管理者として一定の資格のある方を置くことが義務付けられています。

これらの資格を得ることのできる講習会を開催しますので、必要な方はこの講習会を受講してください。なお、神奈川県以外で屋外広告業を営んでいる方でも受講できます。

※次の方は、講習会修了者と同等以上の知識を有する者として、受講する必要はありません。

- （１）屋外広告物法に規定する登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した方（屋外広告士）
- （２）都道府県、指定都市又は中核市が行う講習会を修了された方
- （３）職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許（広告美術科）を受けた方、技能検定（広告美術仕上げ）に合格した方又は職業訓練（広告美術科）を修了した方

■開催概要

1 日時

令和8年10月30日（金）9時30分から17時30分まで（9時10分開場）

2 会場

横浜市技能文化会館（横浜市中区万代町2丁目4番地7）2階 多目的ホール1・2

※会場へは公共交通機関を御利用ください。

3 定員

130人程度 ※応募者多数の場合は抽選となります。

4 受講料

3,000円（事前納付）

5 講習科目

科目名	内容	講習時間
屋外広告物に関する法令	屋外広告物法及び横浜市屋外広告物条例を中心とした屋外広告物に関する法令	2時間
屋外広告物の表示の方法	人と環境に優しい未来の景観形成とそのデザインの考え方	2時間
屋外広告物の施工	屋外広告物の材料、構造、設置方法等の安全対策及び施工管理	2時間

※特定の資格をお持ちの方は、「屋外広告物の施工」の受講が免除されます。詳細は3ページをご覧ください。

6 時間割（予定）

9:10	9:30	9:40	11:40	12:40	14:40	14:50	16:50	17:00	17:15	17:30
受付	開 会 ・ 挨拶	【講習】 屋外広告物に 関する法令	昼 休 憩	【講習】 屋外広告物の 表示の方法	休 憩	【講習】 屋外広告物の 施工	休 憩	効 果 測 定	修 了 証 交 付	

7 テキスト等

- 株式会社ぎょうせい刊「屋外広告の知識（第5次改定版）法令編」「屋外広告の知識（第4次改定版）設計・施工編」「屋外広告の知識（第4次改定版）デザイン編」を御用意のうえ、御持参願います。
- その他講義に使用する資料は、当日会場でお配りいたします。

■ 申込み

1 受付期間

令和8年8月10日（月）から8月31日（月）まで

- ・電子申請の受付時間は、受付開始日は9時00分から、受付終了日は17時00分までです。
- ・郵送の場合は、当日消印有効です。
- ・受付期間以外（受付開始前も含む）の申込みは無効となりますので御注意ください。

2 申込み方法

原則として電子申請により受け付けます。電子申請が難しい場合に限り、郵送申込みも受け付けます。

なお、申込みには申込日前6か月以内に撮影した受講者本人の顔写真（無帽、正面、上半身、無背景で、郵送の場合は縦4.5cm×横3.5cmのもの）が必要です。

（電子申請）

写真データを御用意のうえ、以下のURLまたは右の2次元コードから申込フォームへアクセスし、必要事項を入力してお申込みください。

【横浜市電子申請・届出システム】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/76e770e3-3968-427f-b1a4-bc986e83b96a/start>



（郵送）

この受講案内の末尾にある講習会受講申込書に必要事項を記入し、受講者本人の顔写真を貼付のうえ、以下の送付先へ郵送してください。

【送付先】〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階

横浜市 都市整備局 景観調整課 講習会担当

■ 申込みから受講まで

1 受講可否の通知

受講が決定した方については、「受講票」と「受講料の納入通知書」を郵送します。9月25日（金）までにお手元に届かない場合は御連絡ください。受講票は講習会当日必ず会場にお持ちください。

申込者数が定員を超えて抽選を行った場合、受講いただけない方については、9月25日（金）までに郵送により通知します。

2 受講料の納付

納付期限までにお近くの金融機関で納付してください。受講料の納付が確認できない場合は講習会を受講できませんので、必ず期限内の納付をお願いします。

なお、納付された受講料は、講習会を受講されなかった場合でも、返金いたしません。また、講習科目の一部を免除される場合でも受講料の減額はありません。

■ 講習科目の一部免除

次のいずれかの資格を有する方は、「屋外広告物の施工」に関する受講を免除されます。申込みの際、その資格を証する書面の写しを添付してください。

- (1) 建築士法の建築士の資格を有する方
- (2) 電気工事士法の電気工事士の資格を有する方
- (3) 電気事業法の電気主任技術者免状（第1種・第2種・第3種）の交付を受けた方
- (4) 帆布製品製造に関し、職業能力開発促進法に基づき、職業訓練指導員免許を受けた方、技能検定に合格した方又は職業訓練の修了証書の交付を受けた方

■ 講習会修了証の交付

講習科目を全て受講した方には、効果測定終了後に修了証を交付します。ただし、遅刻、早退など、受講が不十分と認められる場合は、修了証を交付できない場合がありますので、御注意ください。

主 催：横浜市 共 催：神奈川県 川崎市 相模原市 横須賀市

問合せ先：横浜市 都市整備局 景観調整課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045-671-2648（直通） FAX 045-550-4935

講習会受講申込書

令和 年 月 日

（申込先）

横 浜 市 長

写真（カラー、 申込前6月以内、 正面脱帽、上半身像） 縦 4.5cm×横 3.5cm	申込者	住所	〒
		ふりがな 氏名	
		電話番号	

屋外広告物講習会を受講したいので、横浜市屋外広告物条例施行規則第18条第1項の規定により申込書を提出します。

生年月日		
勤務先	名称	
	所在地	
受講の一部免除の資格の有無		資格名 有（ ）・無
備考		

（A4）